

Title	地代論における土地所有の地位
Sub Title	On the conception of landownership in the theory of ground-rent
Author	寺出, 道雄
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1985
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.78, No.3 (1985. 8) ,p.249(51)- 263(65)
JaLC DOI	10.14991/001.19850801-0051
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19850801-0051">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19850801-0051</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 地代論における土地所有の地位

寺 出 道 雄

## <目 次>

- 1 はじめに
- 2 『資本論』における土地所有
- 3 土地所有の地位
- 4 小 括

## 1 はじめに

経済学の原理論全体がそうであるように、その一環である地代論もまた、大枠においては、マルクスの『資本論』において完成された。そこでは、差額地代の一般的概念の措定から、差額地代第一形態論、差額地代第二形態論を経て、絶対地代論に至る、資本制地代の論理的展開の枠組が、動かしがたいものとして形成されているのである。

しかしながらその展開は、地代論を取り扱った第六編「超過利潤の地代への転化」を含む『資本論』第三部が、第二部とともに、完成稿としてではなく、草稿として残されていることにも規定されて、なお大小さまざまな難点を含むものともなっているのである。

そして、その点は、地代論における一重要問題である土地所有の地位の問題、すなわち、差額地代論、絶対地代論において想定される土地所有が、それぞれどのような存立根拠を有するものとして把握されるべきかという問題に関しても同様である。そこでも問題は、『資本論』において基本的に解明されているものの、そこになお残された論点が、その後における検討を要請することともなったのである。

そこで本稿では、以下において、第一に、以上の問題に関する『資本論』の達成を確認し、その上で、第二に、戦後わが国における地代論研究の中から提起された、『資本論』における把握を批判する、大内力・日高普両氏の見解を検討する。そのことによって、地代論において、土地所有の位置づけがいかになされるべきかが明らかにされるであろう。

なお、本稿は、筆者がこれまでに、地代論に関連して発表してきた諸稿を、以上のような問題に

(1)  
焦点をあてて再構成したものである。

## 2 『資本論』における土地所有

### (1)

19世紀の第二・四半期、イギリスでは、資本家階級と土地所有者階級の対抗のもとで、1846年の穀物法廃止に象徴されるように自由貿易体制が確立されていった。それは、周知のように、イギリスを「世界の工場」とし、他の後発資本主義国及び植民地国を「農業国」——基軸産業＝綿工業の原料としての綿花、基礎的な労働力再生産素材＝食料としての穀物の供給国——として配置する世界体制の編成を意味していた。

だが、こうした世界体制の編成は、資本が自然的生産としての農業を自己の運動に包摂するにあたって、工業と対比して相対的に大きな困難に逢着することを示すものであるとはいえ、直ちにイギリスにおける農業生産をゆるがすものではなかった。

そこでは、資本蓄積の進展にともなう総人口、都市人口の増大を背景とした穀物需要の増大は、アメリカ、ロシア、プロシア等、海外からの穀物輸入によって対応され、賃金の傾向的上昇要因としては発現せず、他面、そのような海外からの穀物輸入は、いわゆる運輸革命の未展開等に制約され、需要の増大分の肩代わりという性格のものにとどまることによって、イギリスにおける穀物生産を積極的に排除する要因にまでは成長しないという関係にあったのである<sup>(2)</sup>。19世紀中葉を通じる穀物需要の増大傾向の存在にもかかわらず、この間の穀物の市場価格の動向が——短期的には、かなり大きな変動を示しながらも——傾向的には、上昇とも下落とも簡単には結論づけられない動きを示していたことは、その点を裏づけるものであろう<sup>(3)</sup>。

注(1) それらの諸稿は以下のとおりである。

- ① 「地代の正常な形態について」『三田学会雑誌』第72巻2号、1979年。
- ② 「差額地代の源泉についての一考察」同第73巻4号、1980年。
- ③ 「地代論における『自然力』概念についての一考察」同第74巻3号、1981年。
- ④ 「最劣等地に生ずる差額地代についての一考察」同第74巻6号、1981年。
- ⑤ 「剰余生産物・剰余価値概念についての一考察」同第75巻4号、1982年。
- ⑥ 「土地所有の『派生的性格』についての一考察」同第75巻5号、1982年。
- ⑦ 「絶対地代の水準の一考察」同第76巻2号、1983年。
- ⑧ 「差額地代第二形態論の一考察」同第76巻5号、1983年。
- ⑨ 「地代表についての一考察」同第77巻1号、1984年。

以下、拙稿への参照は、以上の番号によって示す。

なお、本稿の内容は、1984年度土地制度史学会秋季学術大会で報告したものと同様である。

- (2) Cf. B. R. Mitchell, *Abstract of British Historical Statistics*, Cambridge, 1962. p. 98~p. 99, p. 100~p. 101. この時期の小麦輸入高は、クリミア戦争、南北戦争、普仏戦争の影響を除けば、ほぼ一貫して増大している。
- (3) Cf. *ibid.*, p. 488~p. 489.

この時期のイギリスの穀物価格は、55年を頂点、59年を底、62年を頂点、64年を底、67年を頂点、70年を底とする変動を示している。

## 地代論における土地所有の地位

いわゆる高度集約農業の展開を基礎として、イギリスにおける穀物生産が国際競争力を維持し、資本家的発展を可能とされたのは、以上のような環境においてだったのである。

しかしながら、他方、そうしたイギリスにおける穀物生産の資本家的発展のもとでの土地所有をめぐる諸関係が、イギリスの特殊性をおびていたことは、高度集約農業の展開にともなう地代の増大が、「大土地所有者階級の生命の驚くべき粘り強さ<sup>(4)</sup>」の根拠となっていたこと自身のうちに示されている。

ベイトマンによれば、19世紀末農業恐慌期の直前、1873年において、公共組織所有地と原野を除くイングランドとウェールズの土地の約59%が4,217名の大土地所有者によって所有されていた。<sup>(5)</sup>

こうした大土地所有者は、高度集約農業期の地主的土地改良の存在に示されるように、なお農業生産への直接的関与を続けていたのであり、地代の取得権者として純化されていたわけではなかった。そこでは、土地所有者と農業資本家との関係総体は、伝来的な家父長的關係の色彩を強くおびており、土地の商品化にともなう資本と土地所有の分離の曖昧化も、主要には成功した都市の資本家のジェントリ化による「上昇転化」としてあらわれたのである。

そうした状況を、政治的上部構造において表現するものが、土地貴族・ジェントリの「貴族政」の存在であった。1832・67年の選挙法改正にともなう選挙権の拡大——1832年には資本家への、1867年には労働者上層への——にかかわらず、大土地所有者の支配の「正統性」は疑われず、エンゲルスの指摘するように、そこでは「1832年の——ブルジョワジーへの選挙権拡大という（引用者）——勝利のあとでさえ、土地貴族が政府のあらゆる 枢要な地位をほとんど独占的に握ったままであった。」<sup>(6)</sup>

そして、以上のような、イギリスにおける土地所有をめぐる状況は、イギリスを基軸とする世界体制の変様の過程であり、帝国主義段階への移行の過程である、19世紀末農業恐慌期に至るまで基本的に存続したのである。

## (2)

最も徹底的な資本の本源的蓄積過程を経過し、最も典型的な産業資本の確立を示し、その一環として農業における資本家的経営を展開させていったイギリス、『資本論』の歴史的素材をなした19世紀中葉のイギリスの状況が以上のようなものであったとするなら、『資本論』において、土地所

注(4) K. Marx, Das Kapital, Werke, Bd. 25, Dietz Verlag. 1964, 邦訳マルクス=エンゲルス全集刊行委員会訳『資本論』, 大月書店, 1968年, III. S. 734, ⑤. p. 932. エンゲルスの補足部分から引用。

(5) Cf. J. Bateman, The Great Landowners of Great Britain and Ireland, Leicester University Press, 1971 p. 515. なお、以上の内400名の Peers and Peeresses は573万エーカーを所有していた。

(6) F. Engels, Einleitung zur englischen Ausgabe der "Entwicklung der Sozialismus", Werke, Bd. 22, Dietz Verlag, 1963, 邦訳マルクス=エンゲルス全集第22巻『『空想より科学への社会主義の発展』英語版への序文』大月書店, 1971年, S. 307, p. 311.

有範疇——その近代的形態——の純化がなされていることは、大きな意義を有していたといえるであろう。

その点は、『資本論』第三部第六編「超過利潤の地代への転化」には、利潤論にも利子論にもおかれていない「緒論」がおかれ、そこで「地代……の科学的な分析のためには、地代を不純にしおおい隠すいっさいの混合物を取り去って地代を純粋に考察することが重要である<sup>(7)</sup>」として、資本制地代範疇の純化がなされていることに端的に示されている。

歴史的事実としては、なおさまざまな不純物に覆われた19世紀中葉のイギリスの土地所有関係から、——そこにおける農業部面での資本家的経営の展開を一環とする、資本主義の純粋化傾向に根拠をおいて、資本によるあらゆる生産部面の包摂という抽象をなすことに対応して——超過利潤の転化形態として資本制地代範疇を純化したことに、『資本論』における地代論の重要な意義の一端が存在するのである。

そこでは、土地所有は「以前にそれに付着していたすべての政治的社会的な飾りものや混ざりものを捨て去ることによって、要するに、産業資本家たち自身によっても彼らの理論的代弁者たちによっても、……土地所有との激しい闘争のなかで無用なつまらない余計なものとして非難されるすべての従来の付属物を捨て去ることによって、その純粋に経済的な形態を受け取る<sup>(8)</sup>」ものとして想定されているのである。そして、そのことによって、「資本への農業の従属によってこの生産様式自身によってはじめてつくりだされる<sup>(9)</sup>」ところの土地所有形態、「この生産様式に対応する経済的

注(7) K. Marx, *Das Kapital*, III. S. 637, ⑤. p. 806. 「借地料のうちには、その一部分として、またある場合にはその全部として、つまり本来の地代が全然存在しない場合、したがって土地が現実には無価値な場合には、その全部として、平均利潤や正常な労賃からの、または同時にこの両方からの、控除分が含まれているということである。」(ibid., III. S. 638, ⑤. p. 807)

「たとえばイギリスの借地農業者のうちには一群の小さな資本家がいるが、彼らは教育や教養や伝統や競争やその他の事情によって借地農業者として自分の資本を農業に投ずるように運命づけられており、そうするよりほかはないのである。彼らは、平均利潤よりも少ない利潤に甘んずること、しかもその一部分を地代の形で土地所有者に引き渡すことを、余儀なくされている。これが、彼らの資本を土地に投じ農業に投ずることがゆるされるためのただ一つの条件なのである。」(ibid., III. S. 639. ⑤. p. 808)

マルクスのいう「土地所有の介入」(ibid., III. S. 752, ⑤. p. 956)といった事態も、本来、このような文脈のもとで理解されるべきであろう。特別剰余価値にもとづく超過利潤を資本が取得しえないような条件のもとで、標準的な資本が、一定期間をとったときに、平均利潤を取得しうることはないからである。

(8) ibid., III. S. 631, ⑤. p. 796.

例えばマルクスは、次のように述べる。

資本制生産様式は、土地と土地所有者の関連を、「土地所有者は自分の所有地はスコットランドにあるのに彼の全生涯をコンスタンティノープルで送ることができるというほどまでに関連を切り離してしまう。」(ibid., III. S. 631, ⑤. p. 796)

しかしながら、前述のように、土地所有者が純粋に地代取得者に転化するのには、19世紀末農業恐慌期にいたってなのである。そこでは、イギリス帝国主義の形成過程で、土地所有者は、一方で自ら「投資階級」化する中で、土地所有者としても地代取得者として純化されていくのである。

もちろん、ここで、以上のような点を強調するのは、マルクス地代論の「非現実性」を主張するためではない。むしろ、複雑な現実からの理論的抽象の達成を指摘するためである。

(9) ibid., III. S. 630, ⑤. p. 795.

<sup>(10)</sup>形態」が基本的に純粹に解明されることになったのである。

(3)

もちろん、ここで、以上のように述べるとき、資本制社会における土地所有の、資本の運動そのものによって形成される側面の純化を行ったことに、マルクス地代論の唯一の意義が存在するのではない。むしろ、そのような純化は、リカードを頂点とする古典学派の差額地代論において基本的に達成されていたのであり、マルクスは、そうした達成を継承する関係にあったのである。

マルクス地代論の特徴は、そうした資本制社会における土地所有の、資本の運動そのものによって形成される側面を、その、資本の運動の歴史的な前提である、資本の本源的蓄積過程で形成される側面との関連において解明したことに存在するのである。

地代論の基本的課題は、生産の全領域を包摂すると想定された資本が、人間と自然との物質代謝の究極的客体としての土地をいかにして自己の運動に包摂するのか、そうした包摂が、社会全体で形成された剰余価値の分配にいかなる作用を与えるのか、という点を解明することにある。

そして、その場合、問題は二重である。

第一に、資本が土地をいかにして自己の運動に包摂するかは、ひとまず資本の運動の歴史的な前提とは独立に、資本の運動そのものに則して考察されなければならない。それが差額地代論の課題をなすのである。

そこでは、資本の運動法則そのものが、優等条件の自然的制限性を根拠として、諸資本の生産条件改良の競争によっては解消することのできない超過利潤を生みだすこと、それが、社会全体で形成された剰余価値の一分枝形態としての差額地代として現れることが解明される。

しかしながら、資本は、歴史的な条件から独立したものとしての土地を、自己の運動に包摂するのではない。土地は、人間と自然との物質代謝の究極的客体をなすものとして、資本の歴史的生成に先行して、一定の所有関係のもとにおかれざるをえない。むしろ資本そのものは、その本源的蓄積過程において、そうした土地に対する旧来の所有関係を解体し、一方に土地所有から分離された賃労働を、他方に土地に対する単なる所有名義としての土地所有を形成することによって、自らを産業資本として生成させるのである。

マルクスは、次のように述べる。

「この生産様式は、一方では、直接生産者が単なる土地の付属物……という地位から解放されることを前提し、他方では、民衆の手から土地が収奪されることを前提する。そのかぎりでは、土地所有の独占は資本主義的生産様式の歴史的な前提であって、それは、なんらかの形で民衆の搾取にもとづいているすべての以前の生産様式の永続的な基礎であるように、資本主義的生産様式にとって

注 (10) *ibid.*, III. S. 630, ⑤. p. 796.

<sup>(11)</sup>  
もやはりその永続的な基礎である。」

したがって、第二に、資本が土地をいかにして自己の運動に包摂するかは、資本の産業資本としての運動を可能とする歴史的前提としての、資本の本源的蓄積過程の結果において考察されなければならない。そしてそれが、絶対地代論の課題をなすのである。

そこでは、資本の運動の歴史的前提である、資本の本源的蓄積過程で形成された土地所有——資本の歴史的前提であると同時に、いまだ資本の運動に包摂されていない土地所有——が、自らの所有する土地が資本の運動に包摂される時、いわばその包摂の代償として、社会全体で形成された剰余価値の一分枝形態としての絶対地代を積極的に形成していくことが解明される。

絶対地代論においては、資本制社会における土地所有の、資本の運動の歴史的前提としての、資本の本源的蓄積過程において形成された側面が、資本に対して積極的な働きかけをなすものとして考察されるのである。

以上のように、差額地代論、絶対地代論を通じて、資本制社会における土地所有の、いわば二重の側面が解明される。すなわち、資本制社会における土地所有の、資本の運動そのものによって形成される側面と、資本の運動の歴史的前提として形成される側面である。

『資本論』における地代論は、その細部において、なお多くの難点を残しながらも、以上のような構造における基本線をそれ自身に内包していることにおいて、重要性を有するのである。

### 3 土地所有の地位

#### (1)

地代は、現実的には、それぞれの内部に競争関係を含んだ資本と土地所有との対抗の中で、契約地代として決定される。そしてその場合、マルクスも指摘するように、19世紀中葉のイギリスにおいても、資本に対する土地所有の優位性が存在したのであり、そのような事情が、そこにおける現実の借地料を、資本制地代範疇以外のものをも含む不純なものとしたのである。

しかしながら、問題を原理的に考えるとき注目されなければならないことは、土地所有が、地代額を一定のものに収れんさせていく自律的な機構をもたないのに対して、資本には、そのような機構が存在するということである。

地代額の決定にあたって、土地所有が積極的になしうることは、自己の希望の地代額が満たされないとき、資本に土地を貸さないということのみである。これに対して、資本は、本来的に当該部門内外の諸資本との競争の中で、より大きな利潤をめざす行動の結果として利潤率を均等化し、一定期間に獲得しうるものを平均利潤とする運動を行うのである。マルクスは、次のように述べる。

注(11) *ibid.*, III.S. 630, ⑤. p. 795.

### 地代論における土地所有の地位

「資本主義的生産様式が農業をわがものにしたという前提は、この生産様式が生産とブルジョワ社会とのあらゆる部面を支配しているということ、したがってまた、この生産様式の諸条件、すなわち資本の自由な競争、ある生産部面から別の生産部面への資本の移転の可能性、平均利潤の均等な高さなどが完全に成熟して存在している<sup>(12)</sup>ということを含んでいる。」

社会の総資本の一環をなすものとして、土地経営資本もまた、以上のような想定のもとにおかれる限り、土地生産においても、平均利潤獲得の機構が作用することになるのである。

この場合、前述のように、現実的には、諸資本の土地耕作をめざす競争は、土地所有の存在という前提のもとで行われる。しかしながら、差額地代が問題である限り、土地所有は、資本の本性によって規定された競争の結果を、消極的に受け入れるものとしての作用しか果たさないのであり、そのような想定のもとでのみ、差額地代は純粹に範疇的存在として現われるのである。

たしかに、マルクスは、差額地代論においても、土地所有を前提するのである。しかしながら、そうして前提される土地所有とは、「超過利潤の創造の原因ではなく、それが地代という形態に転化する<sup>(13)</sup>ことの原因」でのみあるような土地所有、すなわち「ただ、商品価格のうち土地所有の助けなしに（むしろ市場価格を規制する生産価格が競争によって決定される結果として）生じて超過利潤となる部分の移転——この価値部分の、ある人から他の人への、資本家から土地所有者への、移転——の原因でしかない<sup>(14)</sup>」ような土地所有として、前提されているのみなのである。

そして、そうであるとすると、そのような超過利潤こそが、それ自身としては価値をもたない、経済的に無である土地の所有を、はじめて経済的に意味を有するものとして根拠づけるのであるという点が強調されるべきであろう。優等条件としての土地を充用するなら、何ら資本の側の例外性を要することなく、年々いくばくかの超過利潤が形成される。そのような関係のもとでは、そうした超過利潤の取得権能は、資本が自らの内部では処理しえないものとして自立化せざるをえないのであり、優等条件としての土地は、それを所有するなら、年々いくばくかの貨幣収入をもたらすものとして、資本の所有とは区別される、独自の経済的範疇としての所有——土地所有——の対象として生成されざるをえないのである。

この点を、地代論の論理的展開に則して表現するなら、地代論の展開は、土地所有のないところ、土地所有の論理的に捨象されたところから出発するのであり、そこにおける資本の運動法則の展開自身によって、資本制社会における土地所有の、資本の運動法則そのものによって規定される側面の実体化である資本家的土地所有が論証される<sup>(15)</sup>ということである。

注 (12) K. Marx, *Das Kapital*, III. S. 627, ⑤. p. 793.

(13) *ibid.*, III. S. 660, ⑤. p. 835.

(14) *ibid.*, III. S. 763, ⑤. p. 970.

(15) したがって、ここで、資本の運動法則によって根拠づけられる土地所有とは、土地を購入する資金を有する何者によっても所有されるものとしての土地の所有であり、大内・日高両氏の主張するような、資本とも、賃労働とも分



大内力氏は、それを、次のように展開する。

「『資本論』のように原理的に問題を展開するばあいには、土地所有についても、それをたんに歴史的に与えられたものとして前提するわけにはゆかない。むしろ論理的には土地所有のないところから出発し、地代が展開されるなかで、その成立の必然性が論証されなければならないということこれである。そしてそれが果されないと、じつは歴史的にみたばあいにも、近代的土地所有の根拠は説明しえないことになり、せいぜい歴史的事実の叙述に終わってしまうのである。」<sup>(16)</sup>

土地所有のないところ、土地所有の論理的に捨象されたところから出発する論理の展開の中で、土地所有を根拠づけるという大内氏——さらに、当該の問題に関し、基本的に大内氏と同様の立場をとる日高普氏——の方法は、『資本論』の差額地代論において基本的な解明をみた、資本制社会における土地所有の、資本の運動法則そのものによって形成される側面を純粹に解明するための、<sup>(17)</sup>端的な方法だったのである。

資本制社会において「土地所有者にとって土地が表しているものは、彼が彼の独占によって産業資本家すなわち借地農業者から徴収する一定の貨幣租税——地代のこと(引用者)——以外のなにも<sup>(18)</sup>でもなくなる」のであり、土地所有は「その純粹に経済的な形態を受け取る」<sup>(19)</sup>のであるとするなら、資本の運動法則そのものが、土地の所有を、超過利潤の取得権能の自立化としての資本家的土地所有として根拠づけるものと把握されなければならないであろう。そのような含意において、資本の運動法則そのものが土地所有を「作りだす」のである。

## (2)

以上のように、大内・日高両氏の資本の運動法則の展開そのものによって、土地所有を根拠づけるという方法は、『資本論』における、資本制社会における土地所有の、資本の運動そのものによって形成される側面の解明を徹底したものであったのである。

しかしながら、そうした両氏の見解は、資本制社会における土地所有の資本の運動によって形成される側面の考察を、絶対地代論にまで延長することによって、新たな問題を含むことになった。その点は、絶対地代論において前提される土地所有を、資本の運動法則そのものから論証するという方法に明確に示されているといえる。

ここでは、資本制社会における土地所有の、資本の運動そのものの歴史的な前提として形成される

---

離されたという意味で、「第三者たる土地所有」(大内力『地代と土地所有』東京大学出版会、1958年、p.222.)として明確化されたものではない。以上については、拙稿④、p.53 参照。

注(16) 大内力『地代と土地所有』p.223~224.

(17) K. Marx, *Das Kapital*, Werke, Bd. 23, Dietz Verlag, 1962, I. S. 770, ②. p.978. のマルクスの叙述はこの点を逆の視点から示している。

(18) K. Marx, *Das Kapital*, III. S. 630, ⑤. p.796.

(19) *ibid.*, III. S. 631, ⑤. p.796.

### 地代論における土地所有の地位

側面の考察が、地代論の全体から欠落するばかりではなく、絶対地代論の展開自身が困難を含むものとなるのである。資本の運動法則そのものによって土地所有が論証されるということは、「論理的に捨象されていたものが、論理の展開によって、その存立の根拠が与えられる<sup>(20)</sup>」ということであった。それは、具体的には前述のように、地代論の展開は、土地所有のないところ、土地所有の論理的に捨象されたところから出発するのであり、優等地ないし優等投資のもとに形成された土地条件に起因する超過利潤が、資本の利潤率を均等化する運動そのものによって、諸資本の競争の外に差額地代として自立化せざるをえないことが明らかにされ、土地所有の根拠が与えられる、という形でなされるものだったのである。

それは、いかえらるなら、超過利潤の恒常的な成立によって、土地は、年々いくばくかの貨幣収入をもたらす存在として、一定の価格をもった商品として所有される根拠を獲得するのであり、資本の運動は、自己に適合した土地所有形態としての資本家的土地所有を根拠づけずにはおかない、ということである。差額地代論における資本家的土地所有の論証は、あくまでも、現に資本の活動領域として包摂されている土地——既耕地——について、現にそこに生じている超過利潤を根拠としてなされたのである。

他方、絶対地代論において問題となる土地所有、土地生産物の市場価格を生産価格以上にひきあげることによって、絶対地代を作り出す機能を有する土地所有は、いまだ資本が自己の活動領域として見出ししていない、未耕地の土地所有だったのである。したがって、未耕地の土地所有の論証は、既耕地の土地所有の論証とは異なった事情を有さざるをえない。

未耕地——ここで問題となるのは、さしあたり、新たに耕作に導入されようとする土地であるが——は、いまだ現実には耕作されていないのであるから、超過利潤は現には生じていないのであり、したがって、自明のこととして、現に生じている超過利潤を根拠として、未耕地の土地所有を論証することはできない。したがって残されるのは、それが将来耕作されたなら生じるであろう超過利潤をもってそれを論証することである。

日高氏は、そのような論証を次のように表現する。

「差額地代第一形態の成立によって優等地を蔽った土地所有は、第二形態によって全耕地に広がったが、このことは利潤率均等化傾向が貫かれる結果生じたものである。こうして耕地の一片を所有すれば、単に所有することだけで社会の剰余価値の一部を与えられるのであるから、耕地ばかりでなく耕地になりうる見込みをもった土地も、必然的に所有の対象とならざるをえない。まだ利用されていない間はその土地所有は何の意味もないとしても、資本に利用されようとするとき、逆に資本にたいして積極的に働きかけることができるのである。<sup>(21)</sup>」

注 (20) 日高善『地代論研究』、時潮社、1974年（再版）、p.479.

(21) 日高善『全訂 経済原論』、時潮社、1974年、p.169.

しかしながら、そのような論証は問題を含んでいるといえるだろう。

たしかに差額地代論においては、優等地には差額地代が生じることが明らかにされる。そして、最劣等耕作地にも差額地代が生じうることも明らかにされる。しかしながら日高氏自身もまた指摘するように「最劣等地に差額地代の生じているときは絶対地代は存在せず、絶対地代の生じているときは差額地代は生じていないのである。」<sup>(22)</sup> しかも、新たに耕作に導入された最劣等耕作地に生じているものは絶対地代だったのである。

したがって、「耕地の一片を所有すれば、単に所有することだけで社会の剰余価値の一部を与えられる」という命題は、本来、絶対地代論の展開をまっぴらしてはじめて十全に成立する命題だったのである。そして、そうであるとするなら、いまだ絶対地代が捨象されたもとで、「耕地の一片を所有すれば、単に所有することだけで社会の剰余価値の一部を与えられる」という命題をたて、そうした命題を前提として、「耕地ばかりでなく耕地になりうる見込みをもった土地も、必然的に所有の対象とならざるをえない」という命題を導きだすことはできないのである。

すなわち、新たに耕作に導入された最劣等耕作地がもたらす地代は絶対地代であり、それが、当然のことながら、最劣等耕作地と同じ等級の未耕地における土地所有の存在を前提してのみ論証しうるものであるとするなら、未耕地の土地所有を前提してのみ十全に成立する「耕地の一片を所有すれば、単に所有することだけで社会の剰余価値の一部を与えられる」という命題から、未耕地の土地所有そのものを「論証」<sup>(23)</sup>することは無意味なのである。

本来、価値をもたない土地が経済的に意味をもった所有の対象として根拠づけられるということは、それを所有するならば、年々いくばくかの貨幣収入を獲得しうるということによるのであるが、未耕地には、いまだ超過利潤は存在しないのであり、そうした土地の所有の根拠を論理的に展開することはできないといわなければならないであろう。

以上のように、大内・日高両氏の未耕地の土地所有の論証は、問題を含んでいるのであった。そしてそのような論証は、それ自身問題を含んでいるばかりでなく、絶対地代論に対して、新たな難点をもたらすものでもあったのである。

すなわち、仮に、そのような形の論証が成立するなら、そこで未耕地の土地所有として論証され

注(22) 日高普『地代論研究』, p. 402.

(23) この点は、大内氏の次のような論証にも基本的にあてはまる。

大内氏は、未耕地が「現在は果実を生まないとしても、やがてかならずそれを生むことを期待しうるものであるから、いわば一種の『将来財』として財産化」(大内力『経済原論』, (下), 東京大学出版会, 1982年, p. 576) されるものとして、未耕地の土地所有を論証する。

数学的には、予想される地代変動の額と、地代変動までの年数と、利子率の動向が与えられれば、将来の地代変動を見込んだ現時点における土地価格を求めることは可能である。しかしながら、そのような展開が原理的に可能であるかどうかは疑問であるし、未耕地の土地価格の算定、未耕地の土地所有の論証に、そうした展開を導入することは一層疑問である。そこでは、地代論と利子論とのいわば応用問題から、地代論の一環をなす絶対地代論の前提である未耕地の土地所有そのものを論証することになるからである。以上については、拙稿⑥, p. 118 参照。

### 地代論における土地所有の地位

るものは、あくまでも資本の運動そのものによって措定された土地所有という性格をもつことになる。とするなら、そのような土地所有には、土地から得られる貨幣収入の極大化——地代の極大化——をめざす競争という行動を想定するしかない。そしてそこでは、絶対地代は零か零に等しいような水準となってしまうのである。

なぜならば、他の土地所有者が一定の水準の絶対地代を要求して耕作拒否を行っているとき、ある土地所有者がより低い水準の絶対地代で耕作を許すなら、その土地所有者はより早く絶対地代を取得しうることになる。そうした関係は、土地所有者間の地代を極大化しようとする競争を呼び起こし、それは、絶対地代が零となる点においてはじめて止むからである<sup>(24)</sup>。

こうしたことは、契約地代と範疇的地代の間に差がないということ、すなわち、ある地代額で借地契約を結んだ後、借地期間中の土地生産物の市場価格の上昇によって、契約地代と範疇的地代の乖離が生まれ、それによって土地所有者が損失を受けることがないという想定のもとでは生まれてくる事態なのである。もちろん、そうした想定が満たされるためには、借地期間がきわめて短くなければならないであろう。しかしながら、地代論がそれによって例示される穀物地代の場合、一年以下の借地期間を考えることは無意味であり、19世紀中葉のイギリスの歴史的事実においても、単年契約はめずらしくなかったのである。

そして、そうであるとするならば、土地所有者にとって、他の土地所有者の要求するよりも低い水準の絶対地代で、より早く自己の所有する土地を貸し出すことには、積極的な利益はあるものの、積極的な不利益は何もないのである。

そうした帰結を明確に示しているのが、次の日高氏の叙述である。

「ある土地の耕作拒否が他の土地の地代を可能にするのであるから、なるべく早く耕作圏に入った方がトクだということになり、契約期間が特別に長い場合は別としても普通絶対地代は極めて小さいところに抑えられるであろう。」<sup>(25)</sup>

ここで、「極めて小さい」水準とは、単年契約を想定する限り、零か零に等しいような水準に他ならないのである。土地所有者の行動として、地代の極大化をめざす競争という、資本の行動に純粹に擬制された行動を想定する限り、絶対地代論そのものの存在意義が基本的に消失してしまうのであるといえるであろう。

逆にいえば、絶対地代が有意義な水準たりうるためには、いまだ資本の運動の外にあり、資本の運動法則に服していない土地所有、したがって、必ずしも地代の極大化をその行動原理としない土地所有が、未耕地の土地所有として想定されなければならないのである。

既耕地の土地所有が、資本の運動法則そのものによって根拠づけられることが、未耕地における

注 (24) 拙稿⑦, p.148 参照。

(25) 日高普『地代論研究』p.423.

土地所有の、資本に対する積極的な働きかけの誘因となるのであり、既耕地における土地所有の論証が、未耕地における土地所有の論理への導入の前提になるのであるとはいえず、そのことは、未耕地の土地所有の存立根拠を与えるものとはなりえないのである。未耕地の土地所有は、ただ資本の運動そのものではなく、資本の運動の歴史的な前提である、資本の本源的蓄積過程の結果としての歴史的事実によって、その存立の根拠を与えられるものとして、論理の中に導入されるのである。

絶対地代論において前提される土地所有とは、以上のように、当該の土地に現に生じているか、あるいは将来生じるであろう超過利潤を根拠として論証される土地所有——資本家の土地所有——ではなく、『資本論』において、必ずしも明示的にではないにせよ、そう想定されているように、資本の運動そのものの歴史的な前提である、資本の本源的蓄積過程において形成された土地所有なのである。

もちろん、ここで以上のように主張することは、イギリスにおける未耕地の土地所有者の歴史的個性や、それに規定されたさまざまな行動が、そのイギリス的個性のままに、絶対地代論において前提されるということの意味するのではない。

土地が、資本の本源的蓄積過程の結果として、資本家とも賃労働者とも分離された、「第三者」としての土地所有者によって所有されるということが、イギリスにおける本源的蓄積過程において典型的に実現されるといっても、そこで「第三者」としての土地所有者に、19世紀中葉のイギリスの土地貴族の具体像をあてはめるなら、絶対地代論の展開は困難なものとなるであろう。同時に膨大な既耕地を所有していたそれら土地貴族が——例えば、マルクスが『資本論』第一部第24章「いわゆる本源的蓄積」で例示しているような、鹿猟林 (deer forests) 等として存在していた——未耕地を、絶対地代を代償として貸し出したと一義的に想定することはできないからである。<sup>(26)</sup>

その意味では、絶対地代論における、未耕地の土地所有者が絶対地代を代償として土地を貸し出すという想定は、一つの抽象に他ならないのである。<sup>(27)</sup> しかしながら、そうした抽象は、あくまでも資本の本源的蓄積過程において創出された土地所有の、資本に対する積極的な働きかけを解明する

注(26) 「先週スコットランドの某紙はほかのニュースといっしょに次のように報道した。『サザランドシャの最良の牧羊場の一つで、近ごろ、現在の賃貸契約が満期になったら年地代1200ポンドで契約しようという申し込みを受けたものがあつたが、それが鹿猟林にされてしまうのだ!』と。ノルマンの征服王が……新しい森をつくるために……36か村を破壊した当時と同じ……封建的な本能の現われである。……スコットランドの最も豊かな土地のいくつかを含めて200万エーカーがまったく荒れるにまかされている。』(『資本論』に引用された1866年6月2日のロンドン『エコノミスト』K. Marx, *Das Kapital*, I. S. 760, ②. p. 958.)

19世紀中葉のイギリスの土地貴族の行動原理の一端は、以上のような引用にもあきらからであろう。

(27) 阪本楠彦氏(阪本楠彦『地代論講義』東京大学出版会, 1978年, p. 95~119 参照)の強調するように、『資本論』の歴史的素材となった19世紀中葉のイギリスにおいて、タダでは土地は貸さなかった土地所有者の行動が、土地貴族の歴史的伝統に規定されていたという意味で、——概念の日常的な用法においては——「封建的」要素を有していたことは疑いない。

しかしながら、そのような歴史的事実から、範疇としての絶対地代そのものを否定し、それを「先資本主義的な地代思想の残存」(ibid., p. 118) によってもたらされた「比例的地代」(ibid., p. 118) におきかえることはできないであろう。以上については、拙稿⑦, p. 151~p. 152 参照。

### 地代論における土地所有の地位

ためのものであり、未耕地の土地所有そのものを、資本の運動法則そのものから論証する試みとは明確に区別されるのである。<sup>(28)</sup>

### (3)

ここで、本稿においてしばしば用いた、「資本家的土地所有」という概念について説明を加えておく。

マルクスは、『資本論』において、「土地所有の近代的形態」<sup>(29)</sup>という概念を用いているが、「資本家的土地所有」という概念は用いていない。「資本家的土地所有」という概念が用いられていないことは、管見の限りでは、『資本論』以外の著作についても同様である。

こうしたマルクスの用語法は、すでに1840年代の著作である『哲学の貧困』に示された、次のような把握と関連したものであると思われる。

「地代は、リカードの意見では、そのブルジョワの姿態における土地所有である。すなわち、ブルジョワの生産の諸条件に従属した封建的土地所有<sup>(30)</sup>である。」

この叙述が、しばしば肯定的に引用されることが示しているように、マルクス自身にとっても、一面では、資本制社会における土地所有を、「ブルジョワ的生産の諸条件に従属した封建的土地所有」として、その根源において封建的なものとして把える視点が存在したのである。そのような把握のもとで、「土地所有の近代的形態」という概念は用いても「資本家的土地所有」という概念は用いないという用語法がとられることになったのであろう。

たしかに、資本制社会における土地所有の、資本の本源の蓄積過程の結果として形成された側面を、「ブルジョワ的生産の諸条件に従属した封建的土地所有」と表現することは、まことに適切であるといえる。そして、イギリスにおける土地所有は、たとえ既耕地化されても、19世紀を通じて、そうした歴史的系譜を維持したのである。

しかしながら、そのような表現を用いることによって、他面において、マルクスも事実上そう把握しているように、資本制社会において、資本の運動法則そのものが、土地所有を根拠づけていくのであるということ、資本制社会において、土地所有は、単なる歴史的与件ではなく、資本の

注(28) なお、絶対地代論そのものによって、新たに耕作に導入される最劣等耕作地にも絶対地代がもたらされることが明らかにされるなら、そうした現に絶対地代を獲得する最劣等耕作地の土地所有もまた、地代をもたらす土地の所有として、資本家的土地所有たることが明らかにされる。そうした土地所有は、資本の運動そのものによって根拠づけられた存在ではないものの、資本が、自らの運動の外にある未耕地の土地所有を、耕作の代償を支払うことによって、自らの運動に包摂した存在として、そのような性格をもつのである。

こうして、絶対地代のみを獲得する最劣等耕作地の土地所有の性格が明らかにされることによって、資本の活動領域として包摂された土地所有に関する展開は十全に完了されることになるのである。

(29) K. Marx, Das Kapital, III, S. 627, ⑤. p. 794.

(30) K. Marx, Das Elende der Philosophie, Werke, Bd. 4, Diet Verlag, 1957, 邦訳マルクス=エンゲルス全集第4巻『哲学の貧困』, 大月書店, 1960年, S. 167, p. 174.

運動そのものによって不可避のものとされているのであるということ、が見失なわれてはならないであろう。

差額地代論・絶対地代論そのものの展開を通して、土地は耕作されるなら必ず地代を生むことが明らかにされる。そして土地が耕作されるなら必ず地代を生むということは、そうした資本の活動領域として包摂された土地＝既耕地を、それを所有するならば、年々一定額の貨幣＝地代を取得しうるものとして、価格をもった商品として所有の対象とせざるをえない。本来、資本の生産物ではない土地は、そのような形で商品世界の一環をなすものとして包摂されるのである。

そして、そのような商品としての土地の所有こそは、「資本家的土地所有」という概念にふさわしいものであろう。

ここでは、その生成における歴史的系譜がどのようなものであれ、土地は、もはやそれを購入する資金を有する何者によっても所有されうるものとしての内実をもっているからである。そうした関係は、土地価格の基準が、地代を利子率で資本還元したものとして与えられるに至るなら完成される。ここでは、資金を有するものとしての資本家が土地を所有する根拠は十全に形成されるのである。<sup>(31)</sup>

歴史的事実としての土地所有を分析する場合、そこに残された伝来的な諸関係を捨象することができないのはいうまでもない。しかしながら、問題を原理的に考える場合、資本制社会において、資本の運動そのものが、土地所有の存在を不可避にするのであるということ——この点は、ブルジョアの土地国有を理論的に想定しても、差額地代そのものの消失を語ることはできないということ<sup>(32)</sup>が明確に示している——が注目されなければならないのである。

本稿において、「資本家的土地所有」という概念を用いたのは、資本制社会における土地所有の以上のような側面を表現するものとしてなのである。

#### 4 小 括

差額地代論においては、新たに耕作に導入される最劣等耕作地は、地代を生まないものとされる。これに対して、絶対地代論においては、それは耕作の代償として、絶対地代を要求するものとされるのである。

この点は、差額地代論において想定される土地所有と、絶対地代論において想定される土地所有

注(31) 拙稿⑥参照。

(32) ブルジョアの土地国有とは、差額地代の国有ということに他ならない。しかし、そうした主張自身は、実現不可能なものである。「ブルジョアは自分自身が土地を所有するようにもなって」(K. Marx, *Theorien ueber den Mehrwert*, Werke, Bd. 26-2, Dietz Verlag, 1967, 邦訳岡崎次郎・時永叔『剰余価値学説史』, 国民文庫, 1970年, II, S. ④, p. 67)くるからである。ブルジョアの土地国有論のイギリスにおける発現は、前述のような土地所有関係のもとで、資本家と土地所有との分離の曖昧化が十全に進行しなかった現実と結びついていたのである。

### 地代論における土地所有の地位

とは、その性格を異にしているということの意味するものであった。

すなわち、これまでの検討からも明らかなように、差額地代論において問題となる土地所有とは、資本制社会における土地所有の、資本の運動法則そのものに根拠づけられた、土地条件に自然的基礎を有する超過利潤の自立化したものとしての側面を純粋に具現する存在だったのである。これに対して、絶対地代論において問題となる土地所有とは、資本制社会における土地所有の、そうした資本の運動そのものの歴史的前提である、資本の本源的蓄積過程において、資本の運動にとって歴史的与件として形成された側面を純粋に具現するものとしての存在だったのであり、それはそのようなものとして資本に対する積極的な働きかけをなすのである。

地代論における土地所有の地位の基本的構造は、以上のようなものとして理解されるべきであろう。そして、そのような点からするなら、差額地代論において問題となる土地所有の位置づけは、『資本論』において基本的に解明されていたものであり、大内・日高両氏の、資本の運動法則そのものによって土地所有を論証するという方法は、そうした『資本論』における達成をより明確化するものだったのである。しかしながら、両氏の方法は、絶対地代論において問題となる土地所有の位置づけにまで拡張されることによって、新たな難点を含むことになった。絶対地代論においては、むしろ、『資本論』においてそうされているように、資本の運動そのものの歴史的前提として与えられる土地所有が問題とされなければならなかったのである。

(経済学部助教授)